

# 東濃地域公務一般労働組合規約

本組合は、東濃地域の自治体職場で働く、正規、非正規労働者、また、外郭・委託職場、及び派遣労働者で組織する。また、公務公共業務に関わる労働者も対象とし、東濃地域の労働者と地域住民の命とくらしを守り、安全で安心して働き続けられる労働環境と地域をつくるために奮闘します。

(組合の名称)

第1条 この組合は、東濃地域公務一般労働組合（以下「組合」）という。

(所在地)

第2条 この組合は事務所を次の場所に置く。

多治見市松坂町5-22-38 熊澤清次宅

(組合員資格)

第3条 この組合は多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市のいわゆる東濃地域労働者等で構成し、その範囲は執行委員会で決める。

(議決機関)

第4条 この組合に次の機関を置く

- (1) 大会
- (2) 執行委員会

(大会)

第5条 組合の最高議決機関で、全組合員でもって構成し、毎年1回執行委員長が招集する。ただし、次の各項に該当する時は、臨時に招集することができる。

- (1) 組合員の3分の1以上から要請があったとき。
- (2) 執行委員会が必要と認めたとき。

(大会に付議する事項)

第6条 大会は次の事項を議決する。

- (1) 活動報告の承認および運動方針の決定
- (2) 規約の改廃
- (3) 決算と予算
- (4) 他団体への加入と脱退
- (5) その他、必要な事項

(大会の成立)

第7条 大会は組合員の3分の2以上の出席で成立する。但し、やむを得ない事情により出席できないときは委任状を提出し、出席に代えることができる。

2 大会議案は、出席組合員の過半数の賛成で成立する。

(執行委員会)

第8条 執行委員会はこの組合の執行機関で、会計監査を除く役員で構成する。

(執行委員会の招集)

第9条 執行委員会は必要に応じて執行委員長が招集する。

(専門部及び補助組織)

第10条 この組合に、専門部及び補助組織、職種別部会などをおくことができる。

(役員)

第11条 この組合に次の役員を置く

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 若干名
- (3) 書記長 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 執行委員 若干名
- (6) 会計監査 1名
- (7) 特別執行委員 若干名

(役員の数)

第12条 役員の数、執行委員会が決定し、定期大会で直接無記名投票で選出する。

なお、役員の選出について、大会の承認が得られれば、代議員の拍手による採択で選出することができる。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、大会から次期大会までの1年間とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じたときは補充することができる。後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(執行機関)

第14条 執行委員会は役員(会計監査を除く)で構成し、執行委員長がこれを招集する。

2 執行委員会は大会で議決した事項を執行する。

(役員の仕事)

第15条 各役員の仕事は次の通りとする。

- 1 執行委員長は、この組合を代表し、すべての活動を統括する。
- 2 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故あるときは代行する。
- 3 書記長は、執行委員長を補佐し、組合の日常活動を補佐する。
- 4 会計は、組合の会計経理一切の業務を処理する。
- 5 会計監査は、組合の会計経理を監査する。
- 6 執行委員は、執行委員会の業務を執行する。

(組合費)

第16条 正規職員は賃金の1000分の13とする。時給、日給職員については、時給を基本とする。調整が必要な場合は、執行委員会で別途定めるものとする。

(規約の改定)

第17条 この規約の改定は大会で行うものとし、出席代議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則 1 この規約に定めのない事項については、自治労連の規約による。

2 この規約は2008年8月2日から施行する。